

ヘルプマーク及びヘルプカードの導入について

外見からは障がいのあることが分からない方などに対し、札幌市民全体で合理的配慮を提供しやすくする環境を作っていくため、平成29年10月18日（水）から、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布を開始します。皆様におかれましては、引き続き、本事業の趣旨をご理解のうえ、ご協力をいただきますようお願いいたします。

1 概要

ヘルプマーク	外見から障がい等のあることが分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるストラップ型のマーク。	
ヘルプカード	緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、緊急時や災害時、困った際に、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカード。	

配布対象者	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、その他援助や配慮を必要としている方</p> <p>※ 希望者に幅広く配布（障害者手帳などの挙証書類等は求めない）</p>
配布場所	<p>地下鉄駅事務室、障がい福祉課、各区役所（保健福祉課）</p> <p>各区保健センター・市内のアイン薬局など</p>
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄、路面電車の専用席、優先席付近にステッカー表示（ヘルプマークを追加したものを貼り替え） ・ 駅構内、商業施設等にポスター掲示 ・ 広報さっぽろ（10月号）の掲載、市長動画の放映など

2 啓発用リーフレット

別紙のとおり。